

電話での薬の処方について

緑内障や白内障、抗アレルギー薬、ドライアイなど慢性疾患と医師が判断した場合は、電話で薬の処方箋を発行します。

3ヶ月以内に受診している方を対象として考えています。お薬手帳などを準備してから、電話をして下さい。

点眼薬の本数、内服薬の日数は1ヶ月分が目安です。それ以上の場合には、医師が予見可能な範囲外となるため、対面での診察になることがあります。

※3ヶ月以上受診されていない方、症状が変化している方は対面での検査・診察が必要です。

～電話で薬の処方を希望される方～

- ① 処方箋を当院受付窓口で受け取り希望の場合
当院受付窓口で健康保険証などの確認、お会計後に処方箋を受け取り、調剤薬局へ

② 処方箋を患者様のご希望の調剤薬局で受け取りの場合

当院から調剤薬局へ処方箋を FAX します。
患者様は調剤薬局で薬を受け取って下さい。
保険証などの確認、お会計は月末までにご持参または次回受診時にお願いいたします。
保険証未確認や未納が継続した場合には、処方箋の発行をお断りする場合があります。